

意見陳述書

2012年5月29日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告 近藤 誠

1. 伊方原発運転差止請求事件の第1回口頭弁論に際し、原告として以下の通り意見を陳述します。
2. 私は、愛媛県八幡浜市に暮らしています。伊方原発から東に10^{km}の場所です。原発からの放射能流出事故が発生した場合には、従来の原子力防災計画ではEPZ、避難などの措置を行う可能性も生じる防災対策重点区域の範囲に入りますが、立地町の伊方町や隣接町だった旧保内町ではないという行政区域が異なるという理由で、屋内退避以外の公的な避難対策支援の対象にはなっていません。現在検討されているという新たな防災計画では、30キロ内が避難対象区域となると報道されています。しかし、昨年3月11日に発生した東京電力・福島原発事故での、事故当初の事故の過少評価、東京電力の情報隠し、政府中枢部の対応の遅れによる、住民避難の大幅な遅れという実態を見ると「事故が起きてからの対応を考えるのでは遅い。事故が起きれば周辺住民が避難しなければならないような危険な施設を無くすことが一番の安全対策である」と、私たち地域住民が指摘してきたことが不幸にも実証されました。
3. 原発の建つ、佐田岬半島は、四国西端の九州に向かって突き出した東西に長さ40キロ、南北約2キロから0.5キロという細長い地形の半島です。人が住んでいるのかと思われるかもしれませんが、原発計画が持ち上がった1969年当時には半島部4町だけでも33,758人が暮らし、70年の伊方町の人口密度は305人と全国密度を上回る密度でした。そして74年調査で、原発からわずか5キロ範囲に21集落、7,812人の住民が暮らしていました。

住民は、沿岸の豊かな水産資源に頼る漁業をはじめ、明治時代には銅鉱の採掘を行う鉱業、大正時代には養蚕などで生計を立て、昭和30年代から柑橘栽培を始めて、今日に至っています。

しかし、狭隘な土地、耕地の制約から、生計を支えるための出稼ぎを余儀なくされ、働き手の多くは、県内、県外へ働きに出ました。酒づくりの担い手である杜氏として四国各地へ季節の出稼ぎに出る「伊方杜氏」は広く知られてもいました。実は、そうした県外労働の中で、敦賀原発などでの仕事に従事した人達が、原発の危険性を知り、自分たちの故郷に原発は要らないと考えるようになるきっかけにもなりました。

住民が、互いに助け合いながら平和に暮らしていた1969年、突然、伊方町議会が原発誘致賛成決議を可決し、住民の大多数はこのときに初めて計画を知りました。しかし、この時点で、既に計画地域内の土地は90%以上が仮契約名目で買収契約を済ませていたの

です。16人の地主は、「原発とは知らされておらず、錯誤による契約だった」と契約破棄を行いました。しかし、後に、四国電力の山口社長（当時）が、経済雑誌「国際経済」（75年6月号）のインタビューで、反対運動を怖れて、原発を伏せて「土地買収」行ったことを認めました。

原発計画は、住民の間に賛成、反対の相反する立場が生じ、軋轢や亀裂が生じ、地域の行事、祭行事にも支障をきたすまでになりました。また、家族内でも対立が生まれ、地域や家庭の平穏が大きく乱される事態が続きました。

中には、原発の土地を巡る関係者らの強引な買収契約によって、夫婦間で紛糾し、後に妻が自死するという不幸な出来事さえ起きました（朝日新聞。12・4・5～7付）。

4. 福島原発の事故後、住民の原発に対する不安や廃炉を願う気持ちは高まっています。

最近、伊方町の町長が「私には町民からは（原発に不安）声は届いていない」と報道に答えていました。しかし、これは、故意に実情を隠す言葉です。現に、私が今年2月に副町長に面会した際には「公的にはないが、個人的には聞いている」と答えています。私自身も多くの住民から、原発への不安と怖れる声を聞いています。

これまでの経緯を見ても、伊方町では原発の是非を問う全町民を対象とした町民、有権者アンケートは行われたことがありません。1号機、2号機の設置に際しては、公聴制度はありませんでした。3号機でのヒヤリングも建設が前提で、意見を審査に反映する制度にはなっていませんでした。

しかし、3号機計画の際には、伊方町二見地区での世帯アンケートで74.7%が反対と回答。愛媛新聞（80・6・16付）のアンケート調査でも伊方町の属する西宇和郡内では約70%が慎重・反対の回答でした。1号機、2号機が稼働した後でも、地域の住民は原発はいらないと思っていることは、原発が地域の発展になるとの誘致当初の宣伝文句が嘘であることを住民が身にしみて分かっていたことを示しています。また、1988年に2号機で出力調整実験が強行されようとした際には、1ヶ月半足らずで100万人を超す反対署名が集まりました。また、八幡浜市内の商店街でも80%を超える反対署名があり、原発で地域の商業が発展するという謳い文句に関らず、店主らは原発を使った実験は許せない、原発の安全性を信じないという本音を示しました。

そして、今回の福島原発事故から1年過ぎた時点での愛媛新聞（12・3・10付）の県民アンケート結果では、原発に不安・やや不安との回答は合わせて93.2%に達しています。伊方原発3基については規模縮小・段階的に廃止・すぐに廃止の合計は74.9%に上ります。

また、同時期に県内の市民団体が実施した、伊方町内での原発の是非を問う戸別アンケートでは、回答者の66%の住民が「原発はいらない」と回答しています。

更に、3月12日には愛媛県商工会議所連合会が、伊方原発の再稼働を「福島原発の現状を見れば、再稼働は容認できない」とし「1号機、2号機については、再稼働せず、そのまま廃炉にするべきである」と見解を発表しました。

電力会社が、再稼働や、原発運転の理由に、経済的な影響があるとしていますが、その相手に挙げられる商工会の団体が「原発は要らない」と明確に見解を明らかにしています。

こうしたことを見ても、地域住民、県民は、原発は危険であり、代替エネルギーの使用により、原発は不要であると確信していることが明らかです。

5. 四電や政府はこれまで、様々な手段を講じて、原発は絶対安全という宣伝を繰り返してきました。原発の安全性を確保する役割を担うはずの原子力安全・保安院は、原発を推進する機関の経済産業省の傘下であり、経産省と一体となって推進に一役買っているという姿勢だと批判を受け、独立した規制機関にするべきだとの指摘と要求が出されていました。

私も、2007年に松山市で開催された原子力委員会主催の意見を聞く会にパネラーとして出席した際、全国原発立地市町協議会から保安院を経産省から分離することを求める要望が出されていることを取り上げて「新潟県沖地震での柏崎刈羽原発の被災で、我が国の安全審査体制への疑問と不信が高まっている。安全確保と信頼回復のために一刻も早く要望を実現すべきではないか」と、近藤駿介委員長の見解をたどしました。しかし、近藤委員長は「協議はしたが、当分は現状の体制で行くとなった」と返答するだけでした。こうした、原子力委員会をはじめ、我が国の原子力に関する責任組織、機関が、原子力推進にのみ傾き、安全体制を確保するための取り組み、努力を怠った姿勢が、今回の福島事故を招いたことは明らかです。

2006年に、プルトニウムをウラン燃料に混入したMOX燃料を軽水炉で使用するプルサーマル運転導入の際には、国が主催したシンポジウムに、四電は社員を動員し、一般参加者を装って質問やアンケートに答えて、プルサーマル導入の賛成意見が多いかのような世論の偽装工作を行ったことが、2011年7月の調査で明らかになりました。しかも、その際には、保安院の広報課長がそうした偽装工作を求める対応を四電に対して行っていました。こうした電力会社を監督すべき立場の保安院と、監督を受ける側の四電の癒着は、2008年に元保安院の主席統括審査官が四電に天下り就職し、現在も役員として納まっているという事実でも裏付けられています。

6. 私は、1972年に提訴された伊方原発1号炉設置許可取消請求訴訟を支援者としてかかり、松山地裁、高松高裁での口頭弁論を傍聴もしました。

また、1978年からの2号炉増設許可取消請求訴訟の本人訴訟原告として、2000年までの22年間、69回の口頭弁論のほとんどに出廷し、処分 of 不当性を訴えました。

私たちは、いずれの裁判においても、核燃料の冷却が不能となる事態は起こるし、そのときには、核燃料は溶融する。しかし、四電は、溶融を想定しておらず、安全審査でもそれを認めている。これでは、安全を確認する審査とはいえない。また、溶融したときの、従業員、作業員、周辺住民の被曝をさせない対策、避難対策が必要であるのに、四電は全く想定しておらず、審査でもそれを認めているのは不当であると指摘しました。とりわけ、伊方原発の直近に日本最大の活断層・中央構造線が存在しており、この断層が動けば、伊方原発で想定した地震動を大きく上回る地震動が発生し、原発施設の建つ地盤の亀裂、崩壊など発生させ、その上に建つ原発施設を損傷、破壊する恐れがある。こうした問題を考慮していない四電の申請、国の審査では、住民、国民の健康で文化的に暮らす権利は守られず、憲法違反であると主張しました。

しかし、裁判官は、いずれの裁判においても、電力会社の提出した申請内容をなんらま

もな審査もなしに承認した安全審査と許可処分を、被告の国の言い分通りに認めて、棄却判決としました。

2号機裁判では、2号機の審査と関係のない3号機審査を基に、地震動を大きく見積もっているから大丈夫であると、1号機、2号機の「最大の」耐震地震動の低さを「ゴマカシ」ました。裁判官もそのゴマカシに乗せられました。

ところが、その「これ以上大きい地震動は起きない」とした3号機地震動も、新潟県沖地震の後には簡単に更に大きい地震動に見直されました。しかもその地震動は、新潟沖地震で実際に柏崎刈羽原発で観測された地震動の3分の1にしかならない低い値でしかありません。

四電は、この地震動を現時点では見直さないままに、数年かけて、見直しを行い、補強工事も数年かけて行う計画であると発表しています。

いつ動くかも分からない中央構造線断層と、高知沖の南海トラフの巨大断層の危険性が指摘されているときに、四電には安全性の確保に対する真摯な姿勢が全くありません。

7. ひとたび、伊方原発が大事故を起こせば、私たち地域住民はもとより、愛媛県民、四国、九州、中国地域、関西地域に及ぶ放射能被害をもたらすことは、福島原発事故を見れば明らかです。今後5年、10年、数十年後に発症する可能性のある放射能による晩発性障害が強く懸念されます。福島事故の放射能は八幡浜を含めた全国に飛散しており、アメリカ、韓国など世界中に及んでいます。また、伊方に3基の原子炉が集中していることは、1基が大量の放射能流出事故を起こせば、他の2基も人員体制の維持が出来ず冷却態勢を維持できずに、放置しないといけなくなる事態もあります。まして、福島事故と同様の地震による事故となれば、複数の原子炉の同時事故が発生して、その事態の可能性はきわめて大きくなります。四電は、こうした福島原発で現実起きた複数原子炉における核燃料の溶融事故も全く想定せず、対応策も作っていません。

こうした核燃料の溶融を未然に防ぐためには、制御装置が機能すると共に、冷却が機能すること、冷却装置が健全に維持されることが必要です。しかし、伊方原発では、海水で2次系を冷却する3次系の装置や配管が損傷して機能を失えば、2次系の冷却が出来ず、結果、1次系の冷却も不能となり、核燃料は溶融します。福島原発では2次系が海水冷却系でしたが、地震、津波でポンプ装置などの損傷で1次系の冷却が不能となりました。主要電源が地震で通電できなくなり、非常用電源が津波でだめになったことは事実ですが、問題は、地震と津波によって、1次系を冷却するための機能が不能になったことが溶融事故の原因なのです。政府や、電力会社は、こうした事実を故意にごまかそうとしているのです。原発は、非常用電源を増やしましたというような、一部分だけを強化すればいいという施設ではないのです。

原発の健全性を確保しようとするなら、全ての施設を原子炉や、1次系と同じ強度と対応策が必要になるのです。しかし、コスト面から企業は耐えられないというでしょう。そうであるならば、人の暮らす地域に立地することは許されないというべきなのです。

8. そして、原発の運転によって、生み出される放射性核廃物は、その処分方法や、処分地すら、決まっていません。いずれにしろ、核廃物は、人間の暮らす場所から隔離された場

所に10年以上の間、安全に保管を続けなければなりません。そのような危険と負担を子孫に担わせることは、許されないことであり、犯罪です。しかし、もう既にその罪から、私たちは逃れられません。まして、今後も、原子炉を運転するようなことを続ければ、毒物である核廃物を更に増やしてしまうのです。

伊方原発の危険性は多くの問題点がありますが、以上の点を見ただけでも、運転を認めることの出来ない危険な施設であることは明らかです。

9. 伊方原発の近くに暮らす私や家族、地域の住民は、普段でも、「原発から放射能が出ている」という不安の中に暮らしています。その上に、地震が来ると「原発は大丈夫か?!」と真っ先にテレビを着けて、伊方原発の「安否」を確かめます。無論、福島事故で分かるように、テレビ局などの報道が、正確な情報を放送してくれるという保証もありませんが、それでも「原発に関する情報を一刻も早く知りたい」という思いが強いのです。

福島原発事故の状態や被災者の方たちの状況は、伊方原発で同様に事故が起きた場合に私たちにも訪れる事態です。すさまじい原発事故の状況に恐怖すると共に、被災者の皆さんを襲った災害、被曝、避難などの筆舌に尽くしがたい災難を見たり、聞いたりするたびに「明日は我が身か」という不安と恐怖の思いから逃れられません。こうした、危険と恐怖を無くすためには、その「元凶」である伊方原発を停める以外に方法はありません。

憲法に定められた、私たちの文化的で健康に暮らすことの出来る権利を守り、次の世代に安心して暮らすことの出来る環境を引き継ぐためにも、伊方原発の運転差し止めが必要であると確信しております。

私や地域の住民は、これまで40年以上に亘って原発の危険性について、四国電力や愛媛県、国に対して問いただしてきましたが、誠意のある答えも、対応も受けたことがありません。とりわけ、四国電力は、伊方原発においても、何度も話し合いを求めて訪れる私たちに対して、原発に反対する者とは話し合う事はないと、構内に入れることすらせずに文字通り、ゲート前での門前払いを続けてきました。こうした、異なった意見に声を傾けることのないかたくなな姿勢が、これまでの事故やトラブルを引き起こし続けている原因でもあり、福島原発事故に至る結果となったのです。今回の訴訟の場において、私たちは初めて四国電力と向き合い、原発について、その危険性を議論する場を得ました。四国電力の皆さんは、この機会に、これまで閉ざし続けた胸を開き、皆さんの家族や、大切な友人、地域の人々が安心して暮らせる環境をどうやって守っていけばよいのかを、私たちや裁判官の皆さんと共に考え、創っていく機会としようではありませんか。

裁判官の皆さんも、家族や地域の人々を、どう原発の被曝から守るのか、そのことを私たちと共に、この訴訟の中で考えていただきたいと願っております。どうか、公正で厳正な審理と判断をお願いいたします。